

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年6月28日
藤岡市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

実施地域等					実施期間	実施主体	備考
1 号 事 業	2 号 事 業	3 号 事 業	地域	重点区 域との 重複の 有無			
		○	藤岡市 （神流・小野・美土 里・美九里・平井・ 鬼石）	無	令和 2年 ~ 令和 6年	多野藤岡 有機農業 推進協議会	
		○	藤岡市 （藤岡）	無	令和 2年 ~ 令和 6年	上里一元 出荷協議会 有機 JAS 部会	令和4年より 藤岡市を追加
			以下余白				